

イ 家賃等の額が 20,001 円～ 51,999 円の場合
手当額＝(家賃等の額－20,000 円) × 1 / 2 +
11,000 円

(改正前)

家賃等の額が 20,001 円～ 49,999 円の場合
手当額＝(家賃等の額－20,000 円) × 1 / 2 +
11,000 円

ウ 家賃等の額が 52,000 円以上
手当額＝すべて 27,000 円
(改正前)

家賃等の額が 50,000 円以上
手当額＝すべて 26,000 円

(4) 単身赴任手当

単身赴任手当の交通距離の区分に応じた加算額について、700 Km 以上の交通距離区分及び加算額が次のように改められたこと。

- ・ 700 Km 以上 900 Km 未満 16,000 円 (改正前 700 Km 以上 1,000 Km 未満 15,000 円)
- ・ 900 Km 以上 1,100 Km 未満 20,000 円 (改正前 1,000 Km 以上 18,000 円)
- ・ 1,100 Km 以上 1,300 Km 未満 23,000 円 (新設)
- ・ 1,300 Km 以上 1,500 Km 未満 26,000 円 (新設)
- ・ 1,500 Km 以上 29,000 円 (新設)

(5) 特殊勤務手当

舎監業務職員の手当

勤務 1 回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

- ・ 指定学校、養畜、養蚕についての実習を伴う舎監業務 5,600 円 (現行どおり)
ただし、土曜日又はこれに相当する日の午後における勤務 2,800 円 (現行どおり)
- ・ その他の舎監業務 4,700 円 (改正前 4,400 円)
ただし、土曜日又はこれに相当する日の午後における勤務 2,350 円 (改正前 2,200 円)
- ・ 1 か月当たりの支給限度額 70,500 円 (改正前 66,000 円)

(6) 超過勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給される超過勤務手当の勤務 1 時間当たりの給与額の支給割合が次のように改められたこと。

- ・ 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 125 / 100 (現行どおり)
- ・ 勤務を要しない日の勤務及び祝日法による休日、年末年始の休日における正規の勤務時間以外の勤務 135 / 100 (現行 125 / 100)
- ・ 午後 10 時から翌日午前 5 時までの勤務 25 / 100 加算 (現行どおり)

(7) 休日給

休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される休日給の勤務 1 時間当たりの給与額の支給割合が次のように改められたこと。

- ・ 休日給 135 / 100 (現行 125 / 100)

(8) 宿日直手当

勤務 1 回当たりの手当額が、次のように改められたこと

- ・ 宿直・日直手当 4,700 円 (改正前 4,400 円)
- ・ 5 時間未満の勤務 2,350 円 (改正前 2,200 円)

(9) 期末手当

3 月期、12 月期の支給割合が次のように改められたこと。

- ・ 3 月期 50 / 100 (改正前 55 / 100)
- ・ 6 月期 160 / 100 (現行どおり)
- ・ 12 月期 200 / 100 (改正前 210 / 100)

平成 5 年度については、給与改定前の規定に基づいて 12 月 10 日に支給された期末手当の額と給与改定後に支給されることとなる期末手当の額との差額は、給与改定後の平成 6 年 3 月 15 日に支給された期末手当の額から減額調整して支給されたこと。

3 その他の改正事項等

(1) 昇任時等の特別昇給実施基準及び同実施細目について

ア 上級係員 (行政職、事務職給料表)、上級研究員 (研究職給料表) 及び上級医療係員 (医療職 (二)、医療職給料表) に任命された者に対する特別昇給月数について、次のように改められたこと。

上級係員に任命 12 月 (改正前 9 月)

* 行政職給料表以外の給料表の同等の職を含む。

イ 平成 6 年 3 月 31 日現在、既上記アの職以上の職にある在職者については、平成 6 年 4 月 1 日以降の昇給期間を 3 月短縮して調整を行うように改められたこと。

ただし、昭和 62 年 3 月 31 日以前に課長相当職に昇任した者については、その調整は行わない。

(2) 技能労務職員の特別昇給実施基準について

ア 基準 1 の(2)に定める要件 (在職 4 年以上、年齢 32 歳以上等の要件) に該当する職員の特別昇給月数について、次のように改められたこと。

基準 1 の(2)該当 12 月 (改正前 9 月)

イ 平成 6 年 3 月 31 日現在、既に基準 1 の(2)に定める要件を満たし特別昇給を受けている在職者については、平成 6 年 4 月 1 日以降の昇給期間を 3 月短縮して調整を行うように改められたこと。

(3) 教員職員に対する定数内特別昇給について

基準第 2 項に定める 12 月短縮を限度として行う特別昇給の時期のうち、第 1 号に定める実施時期について、次のように改められたこと。

第 1 号該当 勤務年数 11 年 (改正前 勤務年数 13 年)

(4) 研究職給料表の特定級について

ア 研究職給料表の職務の級の特定級が、次のように改められたこと。

特定級 2 級 (改正前 3 級)

イ 特定級が 3 級から 2 級に改正されたことに伴い、2 級への昇格基準が、次のように改められたこと。

2 級 1 級 16 号給で 6 月満了するとき